

広報会議報告事項

平成29年10月18日(水)午前10時30分
於) 議会運営委員会

I. 議会だより質問要約記事作成について(案)

(平成30年2月上旬発行の第4回定例会号から)

1. 11月14日(火)質問通告書提出時

一般質問にかかる要約記事作成について、要約を自身で作成するか、事務局に作成を依頼するかを申し出る。

2. 11月24日(金)・27日(月)4定一般質問

(1) 要約を自身で作成する質問者へ、ひな形等を事務局からEメールにて送付。

(2) 要約を自身で作成しない質問者は、

①掲載する質問項目の優先順位を事務局に報告する。

さらに詳しく指定したい場合は、

②質問原稿の掲載希望箇所にマークをして事務局に提出する。

上記①・②の優先順位に基づき、事務局が要約を作成する。

上記の優先順位の指定がされなかった場合は、質問の最初から字数の入るところまで、事務局が要約を作成する。

※いずれの場合も、質問者に要約原稿の確認は行わない。

3. 12月4日(月) 要約を自身で作成する質問者へ本会議録速記(本人箇所)をEメールにて送付

4. 12月11日(月) 質問者が作成した要約をEメールにて事務局に提出、広報会議正副リーダーが原稿を確認。

5. 12月15日(金) 第4回広報会議にて入稿原稿を確認。

6. 12月18日(月) 業者へ入稿

II. 代表・一般質問記事における写真・イラストの使用基準について(案)

(裏面参照)

代表・一般質問における写真・イラスト等の使用基準について（案）

代表・一般質問の記事に任意に関連する写真やイラストなど（以下、写真等とする）を掲載する場合は、下記の基準に沿った形で掲載することとする。

1 使用できる写真等

代表質問・一般質問の記事に使用できる写真等は、以下のすべてに該当するものに限る。

- (1) フリー素材、または肖像権や著作権等の確認がとれたもの。
※議員が写真を用意する場合は、肖像権や著作権等を議員の責任で確認すること。
- (2) 区議会だよりの公共性に反しないもの。
- (3) 政治・宗教・反社会的団体に関係しないもの。
- (4) 公序良俗に反しないもの。
- (5) 写真本来の意味するところとは異なる意味合いが恣意的に付加されたりしていないもの。

2 掲載について

(1) 大きさ

写真等は、代表質問・一般質問の行数内に掲載することとし、掲載する写真等の大きさは原則15字×11行の枠内とする（キャプション・クレジット等もその枠内に含む）。

(2) 提出方法

掲載する写真等は、原稿締切までに原稿と一緒にデータで提出する。

その際、写真等のキャプション（説明）、クレジット等の記載が必要な場合は、その表記内容も文章と一緒に提出する。

3 区からの写真提供を希望する場合

区からの写真提供を希望する場合は、本会議2日目（1定は3日目）までに事務局へ連絡する。なお、広報広聴課からの写真提供については、広報広聴課の基準等により、提供を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。